

倉敷市立郷内小学校 いじめ問題対策基本方針

いじめに関する現状と課題

・本校の児童は、素直で明るい児童が多く、概ね、穏やかな人間関係が築けている。しかし、このことを、必ずしもいじめが無いと考えるのではなく、いつ起きても不思議ではないという意識をもつことが重要である。いじめを未然に防止するために全職員が連携した取組を行う必要がある。また、いじめの早期発見・適切な対処法など職員の指導力向上研修の充実を図る必要もある。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

・全職員が連携して取組を推進するために、いじめ対策委員会を組織する。校長・教頭・教務主任・生徒指導主事・学年主任・養護教諭・教育相談担当・担任等で組織し、さまざまな立場から問題解決のために意見を交換し、より効果的な取組を推進する。

・いじめの早期発見のために定期的に教育相談アンケートを行い、全職員で共通理解した上で効果的な取組を模索する。

〈重点となる取組〉

・人権週間・教育相談旬間を通して、定期的に実態把握した上で、早期発見・未然防止の取組を行う。

・インターネット上のいじめとその対処法やSNSに伴う悪影響について保護者を交えて研修や講演会を行い、インターネット上のいじめの未然防止に努める取組や啓発を行う。

保護者・地域との連携

〈連携の内容〉

・学校基本方針を PTA 総会等で説明し、学校のいじめ問題への取組について保護者の理解を得るとともに、連携を密にして子どもを見守る。

・郷内地域学校園運営協議会等を通して、地域の関係団体等といじめの問題について共通理解を図るとともに、学校と方向性を一つにして未然防止・いじめの解決にあたる。

・日頃から PTA や地域住民と子どもが関わる機会を設けることで、信頼関係を築き、早期発見・指導ができる体制作りを心掛ける。

学 校

いじめ対策委員会

〈いじめ対策委員会の役割〉

・基本方針に基づく取組の実施、早期解決。

〈いじめ対策委員会の開催時期〉

・月1回(必要な場合は随時開催)

〈いじめ対策委員会の内容の教職員への伝達〉

・開催後直ちに職員終礼・職員会議等で伝達。

〈いじめ対策委員会の構成メンバー〉

・校外 スクールカウンセラー・郷内地域学校園運営協議会委員・PTA 会長
スクールソーシャルワーカー等

・校内 校長・教頭・教務主任・生徒指導主事・学年主任・養護教諭・教育相談担当・担任等

全 教 職 員

関係機関等との連携

〈連携機関名〉

・倉敷市教育委員会・児童相談所

・子ども相談センター・保健福祉センター

〈連携の内容〉

・報告・連絡・相談

・必要によりカウンセリング・児童保護

〈学校側の窓口〉

・管理職

〈連携機関名〉

・児島警察署

〈連携の内容〉

・非行防止教室の実施

・学警連の会議等での情報交換

〈学校側の窓口〉

・管理職及び生徒指導主事

学 校 が 実 施 す る 取 組

①
いじめの防

・教育活動全体を通じ、全ての児童に「いじめは人権を侵害する決して許されない行為である」ことの指導を継続的に行う。
・教師と児童・児童と児童の信頼関係を築き、互いを認め合い、一人一人がなくてはならない存在だという意識を育む。
・年2回校内人権週間を設け、児童会を中心に、人権意識向上の主体的な取組を行う。
・特別の教科道徳や情報教育に位置付け、系統的な指導を行う。
・教師の指導力向上のための研修を計画する。

②
早期発

・人権週間・教育相談旬間を通して定期的に児童の生活の様子を把握し、早期発見に努める。特に、長期休業明けには、アンケート調査を行い、児童の変化に速やかに対処できるように努める。
・知り得た情報や対処法について、直ちに全職員で共通理解し、一貫した指導を迅速に行う。
・常に子どもを見つめ、変化に気づき、学校と連携して早期解決ができるよう家庭に働きかける。

③
いじめへの対

・いじめの報告があったり、現場を確認したりしたら、直ちにいじめの有無を確認する。関係諸機関への報告・連絡・相談を行う。
・いじめ対策委員会を開催し、いじめへの組織的な対応を検討し、直ちに全職員に伝達する。
・いじめがあった場合は、いじめられた児童を最後まで守り抜くことを最優先に支援を行う。
・いじめた児童に対しては、その背景を分析した上で配慮しながら効果的な指導を模索し、保護者の協力を得ながら指導を行う。
・必ず経過を観察し、継続的に指導を行う。

【様式2】

倉敷市立郷内小学校 いじめ問題への対策に関する年間計画

令和7年度

	会議, 委員会 等	学 校 が 実 施 す る 取 組		
		① いじめ防止の取組	② 早期発見の取組	③ いじめへの対処
4月	○職員会議 ・基本方針年間計画の確認 ○生徒指導部会 OPTA 総会で基本方針説明 ○第1回いじめ対策委員会	○学級集団作り	○保護者との学年懇談 ○家庭把握・希望者懇談	○発生事案の対処(随時) ○対応手順の共通理解 (対策委員会)
5月	○第2回いじめ対策委員会			○発生事案の対処(随時)
6月	○第3回いじめ対策委員会 OPTA 人権教育講演会 ○第1回学校運営協議会	○第1回校内人権週間 (児童会・人権教育部) ○第1回教育相談旬間 (教育相談部) ○学年懇談(人権)	○教育相談アンケート ・必要に応じて個別対応 (教育相談部) ○全児童と教育相談(担任)	○アンケート結果の検討 ・必要に応じて対処(生徒指導部) ○発生事案の対処(随時)
7月	○第4回いじめ対策委員会	○防犯教室	○保護者と個人懇談(担任)	○発生事案の対処(随時)
8月	○職員研修 ・ネットいじめ ・いじめに対する対処法			○発生事案の対処(随時)
9月	○第5回いじめ対策委員会 ○第2回学校運営協議会		○保護者との学年懇談	○発生事案の対処(随時)
10月	○第6回いじめ対策委員会	○スマホ・ケータイ安全教室 (予定)		○発生事案の対処(随時)
11月	○第7回いじめ対策委員会	○第2回教育相談週間 (教育相談部)	○教育相談アンケート ・必要に応じて個別対応 (教育相談部)	○アンケート結果の検討 ・必要に応じて対処(生徒指導部) ○発生事案の対処(随時)
12月	○第8回いじめ対策委員会	○第2回教育相談週間 (教育相談部) ○第2回校内人権週間 (児童会・人権教育部)	○教育相談アンケート ・必要に応じて個別対応 (教育相談部) ○全児童と教育相談(担任) ○保護者と個人懇談(担任)	○アンケート結果の検討 ・必要に応じて対処(生徒指導部) ○発生事案の対処(随時)
1月	○第9回いじめ対策委員会	○情報モラル学習		○発生事案の対処(随時)
2月	○第3回学校運営協議会 ・1年間の取組の反省 ○第10回いじめ対策委員会		○保護者との学年懇談	○発生事案の対処(随時)
3月	○第11回いじめ対策委員会 ・取組の検証 ・基本方針の修正			○発生事案の対処(随時)

年間を通して、行う取組

- ・教育活動全体を通じ、全ての児童に「いじめは人権を侵害する決して許されない行為である」とこの指導を継続的に行う。
- ・いじめ対策委員会を通じて、いじめに関する実態把握や対処法を検討し、全職員で共通理解のもと、生徒指導にあたる。
- ・全学年、年1回は人権や特別の教科道徳に関する参観授業を実施する。
- ・日頃から家庭・地域や関係機関との連絡を密にする。